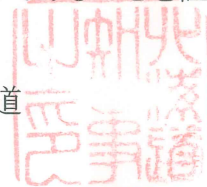


# 特別管理産業廃棄物処分業許可証

住所 北海道白老郡白老町字竹浦493番1  
氏名 毛笠コンクリート株式会社 代表取締役 毛笠 史寛

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

北海道知事 鈴木 直道



許可の年月日 令和5年(2023年)9月28日  
許可の有効年月日 令和10年(2028年)9月19日

## 1. 事業の範囲

埋立 (燃え殻又はばいじん(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))を処分するために処理したもの、燃え殻(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの。)、ばいじん(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの並びに1,4-ジオキサンを含むもの。)、汚泥(水銀又はその化合物(水銀回収義務がないものに限る)並びにシアン化合物を含むもの。)を処分するために処理したもの、汚泥(カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物、有機燐化合物を含むもの。)、廃水銀等を処分するために処理したもの、鉍さい(水銀又はその化合物(水銀回収義務がないものに限る。))、カドミウム、鉛、砒素、セレン若しくはそれらの化合物を含むもの又は六価クロム化合物を含むもの。)、鉍さい(水銀又はその化合物(水銀回収義務がないものに限る。))を処分するために処理したもの。

再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)))。以下余白。

## 2. 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 遮断型最終処分場  
設置場所 白老郡白老町字竹浦506番4  
設置年月日 平成13年(2001年)4月13日  
処理能力 10,786m<sup>2</sup>、47,136m<sup>3</sup>  
許可年月日 平成12年(2000年)12月18日  
許可番号 胆環生第3013-5号

施設の種類 保管場所  
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地  
面積 8m<sup>2</sup>  
種類  
・廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。)  
保管上限 35m<sup>3</sup>

施設の種類 再生油の製造施設  
設置場所 白老郡白老町字竹浦389番地  
設置年月日 平成18年(2006年)11月20日  
処理能力 8m<sup>3</sup>/日(8時間)、1m<sup>3</sup>/時間

## 3. 許可の条件

\*\*\*\*\*

許可番号：第00190004832号  
許可業者の名称：毛笠コンクリート株式会社

4. 許可の更新又は変更の状況

平成10年(1998年)9月20日	許可の更新
平成13年(2001年)10月2日	変更許可(埋立(燃え殻(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。)、汚泥(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。)、鉍さい(セレン又はその化合物を含むもの。)、ばいじん(セレン若しくはその化合物を含むもの又はダイオキシン類を含むもの。))の追加。)
平成14年(2002年)5月15日	事業の一部廃止(埋立(燃え殻(ダイオキシン類を含むもの。)、汚泥(ダイオキシン類を含むもの。)、ばいじん(ダイオキシン類を含むもの。))の削除)
平成15年(2003年)9月20日	許可の更新
平成19年(2007年)1月19日	変更許可(再生油の製造(加温蒸発・遠心分離(廃油(揮発油類、灯油類及び軽油類。))の追加。)
平成20年(2008年)9月20日	許可の更新(コンクリート固型化(燃え殻(水銀又はその化合物を含むもの))の削除。)
平成25年(2013年)9月20日	更新時変更許可(埋立(ばいじん(1,4-ジオキサンを含むもの。))の追加。)
平成30年(2018年)10月13日	許可の更新
令和5年(2023年)9月7日	事業の一部廃止(コンクリート固型化(汚泥(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。)、シアン化合物を含むもの。)、鉍さい(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))、ばいじん(水銀又はその化合物を含むもの(水銀回収義務がないものに限る。))の削除)
令和5年(2023年)9月28日	許可の更新

5. 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 春・無